

坂出発電所1号機リブレース計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成16年7月

四国電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者名簿記入者数	2
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要とこれに対する当社の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成16年6月1日（火）

(2) 公告の方法

①平成16年6月1日（火）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（資料1）

・四国新聞（朝刊）	4面
・読売新聞（香川版、朝刊）	30面
・毎日新聞（香川版、朝刊）	21面
・朝日新聞（香川版、朝刊）	28面
・産業経済新聞（香川版、朝刊）	24面
・日本経済新聞（四国経済版、朝刊）	35面

②上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・自治体広報誌の平成16年6月号（6月1日付け発行）に掲載。（資料2）

（i）坂出市の広報誌「広報さかいで」

（ii）宇多津町の広報誌「広報うたづ」

・香川県のホームページ及び当社のホームページに平成16年6月1日（火）から平成16年6月30日（水）まで掲載。（資料3）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所、当社事業所1箇所、計4箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：坂出市役所（坂出市室町2丁目3番5号）

宇多津町役場（綾歌郡宇多津町1881番地）

香川県庁（高松市番町4丁目1番10号）

当社事業所：坂出發電所（坂出市番の州町2番地）

(4) 縦覧期間

平成16年6月1日(火)から平成16年6月30日(水)まで

坂出市役所 : 午前9時から午後5時まで(土、日曜日を除く)

宇多津町役場 : 午前9時から午後5時まで(土、日曜日を除く)

香川県庁 : 午前9時から午後5時まで(土、日曜日を除く)

坂出發電所 : 午前9時から午後5時まで(土、日曜日も実施)

(5) 縦覧者名簿記入者数

総数	34名
(内訳)	
坂出市役所	9名
宇多津町役場	1名
香川県庁	3名
坂出發電所	21名

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成16年6月1日(火)から平成16年7月14日(水)までの間

(縦覧期間及びその後2週間)

(2) 意見書の提出方法

当社への郵送による書面の提出(資料4)

(3) 意見書の提出状況

環境保全の見地から提出された意見は1件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は1件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

意見の概要	当社の見解
環境影響の予測結果を公表するとともに、事業実施後に予測結果を超えて悪化した項目があれば、対策を取っていただきたい。	環境影響の予測、評価結果については環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書としてとりまとめ、公告・縦覧並びに説明会を実施いたします。 また、予測に当っては、環境保全措置の検討を十分に行い、その結果を踏まえて省令に基づき確実に予測を実施いたします。 なお、万一、事業実施後に予測結果を超えて著しい環境影響が生じるおそれがある場合は適正な保全対策を講じます。

日刊新聞紙における公告

平成16年6月1日(火) 掲載

・四国新聞(朝刊)	4面
・読売新聞(香川版、朝刊)	30面
・毎日新聞(香川版、朝刊)	21面
・朝日新聞(香川版、朝刊)	28面
・産業経済新聞(香川版、朝刊)	24面
・日本経済新聞(四国経済版、朝刊)	35面

坂出発電所1号機リブレース計画環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法に基づき、「坂出発電所1号機リブレース計画環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十六年六月一日

四国電力株式会社 取締役社長 大西 淳

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 四国電力株式会社

代表者 取締役社長 大西 淳

所在地 香川県高松市丸の内二番五号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 坂出発電所1号機リブレース計画

種類 既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)を設置

規模 二十八万キロワット級(現状は十九万五千キロワット)

【対象事業が実施されるべき区域】

四国電力株式会社 坂出発電所(坂出市番の州町二番地)及び天然ガス導管ルート

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

香川県坂出市及び綾歌郡宇多津町

【縦覧】

一、縦覧場所

・香川県庁 環境・水政課 (香川県高松市番町四丁目一番一〇号)

・坂出市役所 坂出合同庁舎 環境交通課 (香川県坂出市室町二丁目三番五号)

・宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町一八八一番地)

・坂出発電所 (香川県坂出市番の州町二番地)

二、縦覧期間

平成十六年六月一日(火) から平成十六年六月三十日(水) まで

ただし、

・土曜日、日曜日は除きます。

・坂出市役所 坂出合同庁舎 環境交通課

・宇多津町役場 住民生活課

・土曜日、日曜日は除きます。

・土曜日、日曜日もご覧いただけます。

三、縦覧時間

九時から十七時まで

四、意見の提出

「環境影響評価方法書」について環境の保全の見地からご意見をもちますの方は事業者宛に書面にて意見書をお寄せ下さい。

五、意見書の記載事項

・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

・意見書の提出の対象である方法書の名称

・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限

平成十六年七月十四日(水) まで (当日消印有効)

七、意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒七六〇一八五七三 香川県高松市丸の内二番五号

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ

TEL 〇七〇一五七五〇一三三二四一、三三二四二(直通)

「広報さかいで」6月号掲載

四国電力株式会社坂出発電所1号機増設工事に係る
環境影響評価方法書の縦覧

■縦覧期間・時間・場所

6月1日(火)～6月30日(水)午前9時～午後5時

坂出市役所坂出合同庁舎4階環境交通課(土日は除く)

香川県庁 環境・水政策課(土日は除く)

宇多津町役場(土日は除く)

四国電力(株)坂出發電所(土日も縦覧)

■意見の提出

ご意見をお持ちのかたは、事業者宛書面にて意見書をお寄せ下さい。

【意見書の記載事項】

・氏名および住所(法人・団体は、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地)

・意見書の提出の対象である方法書の名称

・方法書についての環境の保全の見地からの意見

(理由を含めて記載)

■意見書の提出期限 7月14日(水)まで(当日消印有効)

■意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒760-8573 高松市丸の内2番5号 四国電

力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメント

グループ (☎070・5750・3241、3242)

「広報うたづ」6月号掲載

四国電力(株)坂出発電所
一号機リブリース計画
環境影響評価方法書の
縦覧

▼縦覧期間・時間・場所

六月一日(水)～三十日(水)

午前九時～午後五時

▽宇多津町役場 住民生活

課(土日は除く)

▽坂出市役所 坂出合同庁

舎四階環境交通課(土日

は除く)

▽香川県庁 環境・水政策

課(土日は除く)

▽四国電力(株) 坂出発電所

(土日も縦覧可)

▼意見の提出

ご意見をお持ちの方は事
業者宛書面にて意見書をお
寄せ下さい。

〈意見書の記載事項〉

・氏名及び住所(法人・団
体は、その名称、代表者
名、主たる事務所の所在
地)

・意見書の提出の対象であ
る方法書の名称

・方法書についての環境保
全の見地からの意見(理
由を含めて記載)

▼意見書の提出期限

七月十四日(水)

(当日消印有効)

▼意見書の提出先・

問い合わせ先

〒七六〇-八五七三 高松

市丸の内二番五号 四国電

力株式会社 総合企画室

環境部環境アセスメントグ

ループ

☎070-5750132

41、3242(直通)

香川県ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成16年6月1日（火）より1ヶ月間掲載

坂出發電所1号機リブレース計画環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法第5条の規定に基づき、四国電力株式会社が「坂出發電所1号機リブレース計画環境影響評価方法書」を作成し、知事宛に送付がありました。併せて、四国電力株式会社から香川県のホームページへの掲載依頼があったので、下記のとおり、お知らせします。

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 名 称 四国電力株式会社
 - 代表者 取締役社長 大西 淳
 - 所在地 香川県高松市丸の内2番5号
- 対象事業の名称、種類及び規模
 - 名 称 坂出發電所1号機リブレース計画
 - 種 類 既設汽力をガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）に変更
 - 規 模 出力19万5千キロワットを28万キロワット級に変更
- 対象事業が実施されるべき区域
 - 四国電力株式会社 坂出發電所（坂出市番の州町2番地）及び天然ガス導管ルート
- 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 - 香川県坂出市及び綾歌郡宇多津町
- 縦覧
 - (1) 縦覧場所
 - ・香川県庁 環境・水政策課 (香川県高松市番町4丁目1番10号)
 - ・坂出市役所 坂出合同庁舎 環境交通課 (香川県坂出市室町2丁目3番5号)
 - ・宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町1881番地)
 - ・坂出發電所 (香川県坂出市番の州町2番地)
 - (2) 縦覧期間
 - 平成16年6月1日（火）から平成16年6月30日（水）まで
 - ただし、香川県庁環境・水政策課、坂出市役所坂出合同庁舎環境交通課、宇多津町役場住民生活課においては土曜日、日曜日は除きます。
 - （坂出發電所においては、土曜日、日曜日も閲覧できます。）
 - (3) 縦覧時間
 - 9時から17時まで
 - 意見の提出
 - (4) 「環境影響評価方法書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は事業者宛に書面にて意見書を提出できます。
 - (5) 意見書の記載事項
 - ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ・意見書の提出の対象である方法書の名称
 - ・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
 - (6) 意見書の提出期限
 - 平成16年7月14日（水）まで（当日消印有効）
 - (7) 意見書の提出先
 - 〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号
 - 四国電力株式会社 環境部 環境アセスメントグループ
 - 電話番号 070-5750-3241、3242（直通）

当社ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成16年6月1日（火）より1ヶ月間掲載

平成16年6月1日
四国電力株式会社

**坂出發電所1号機リプレイス計画に伴う環境影響評価方法書
の届出等について**

当社は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「坂出發電所1号機リプレイス計画環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣に届け出るとともに、香川県知事、坂出市長および宇多津町長に送付いたしました。

当社では、坂出發電所1号機につきまして、既設火力の経年化対策、CO2排出量削減対策の観点から、燃料を重油・コークス炉ガスから天然ガスに転換し、より高効率のコンバインドサイクル発電方式へリプレイスすることとしております。

本計画を進めるにあたっては、周辺の環境への配慮を最優先としておりますが、今回届け出た方法書は、今後実施する環境影響評価の項目や調査、予測および評価の方法など環境アセスメントの内容を取りまとめたものであります。

届出・送付した方法書につきましては、環境影響評価法に基づき、以下のとおり縦覧いたします。

(1) 縦覧場所

【関係自治体庁舎】

- ・香川県庁 環境・水政策課
- ・坂出市役所 坂出合同庁舎 環境交通課
- ・宇多津町役場 住民生活課

【当社事業所】

- ・坂出發電所

(2) 縦覧期間

【関係自治体庁舎】

平成16年6月1日（火）～平成16年6月30日（水）
（ただし、土曜日、日曜日は除きます。）

【当社事業所】

平成16年6月1日（火）～平成16年6月30日（水）
（土曜日、日曜日もご覧になれます。）

(3) 縦覧時間

関係自治体庁舎および当社事業所とも、午前9時～午後5時

以 上

（参考資料）坂出發電所1号機リプレイス計画環境影響評価方法書の概要
および環境影響評価の手続きの流れ

当社ホームページに掲載した方法書の概要及び手続きの流れ(1)

(参考資料)

坂出發電所1号機リプレイス計画環境影響評価方法書の概要 および環境影響評価の手続きの流れ

1. 坂出發電所1号機リプレイス計画環境影響評価方法書の概要

環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要な本計画の概要、対象事業実施区域周辺の状況を踏まえ、環境影響評価の項目や調査、予測および評価の手法について記載したものです。

(1) 坂出發電所1号機リプレイス計画の概要

原動力の種類	ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
出力	28万kW級(現状:19.5万kW)
燃料	天然ガス(現状:重油, コークス炉ガス)
所在地	香川県坂出市番の州町2番地
運転開始時期	平成23年度

(2) 対象事業実施区域及びその周辺の状況把握

○自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、既存の文献等を参考に現況を調査しました。

○社会的状況

人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、既存の文献等を参考に現況を調査しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制内容についても状況を調査しました。

(3) 対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、省令に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を勘案して、大気や水質等を項目として選定しました。

(4) 調査・予測の手法

コンバインドサイクル発電設備の設置等の工事や運転によって影響が予想される大気や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握したのち、数値計算等により影響を予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

(5) 評価の手法

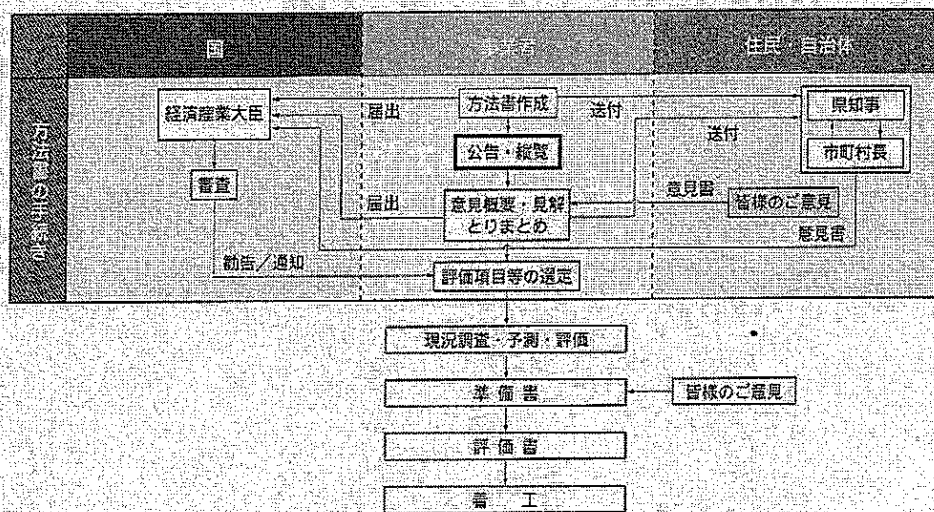
調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し評価します。

また、国や地方自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討し評価します。

当社ホームページに掲載した方法書の概要及び手続きの流れ(2)

2. 環境影響評価手続きの流れ

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は太枠の段階のものです。今後、皆様のご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、その結果を「準備書」としてとりまとめ、縦覧することとなります。



(ご意見記入用紙)

(NO.)

坂出発電所 1 号機リプレース計画環境影響評価方法書
に対する意見書

平成 1 6 年 月 日

(住 所)

フリガナ
(氏 名)

(連絡先)

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境保全の見地より、次のとおり意見を提出する。

【備 考】

1. 意見書：氏名住所は、必ず記入してください。なお、1 枚目に記載できない場合は、複数枚をご使用ください。その際は、意見書右上の（NO. ）にページをふり、2 枚目以降にも住所氏名等をご記入願います。
2. 提出先：〒760-8573 香川県高松市丸の内 2 の 5
四国電力株式会社 環境部 環境アセスメントグループ
3. 提出期限：平成 16 年 7 月 14 日（水）[当日消印有効]
4. 注意事項：環境影響評価法施行規則第 4 条の規定により、住所氏名等は必ずご記入願います。